

## 役員報酬の基準変更について

### 1 趣旨

平成28年3月17日に公立大学法人熊本県立大学理事長から、地方独立行政法人法第48条第2項に基づき役員の報酬及び退職手当（以下「報酬等」という。）の基準に係る変更について、設立団体の長である熊本県知事に対して届出があった。当該届出は、同法第49条第1項に基づき、県から評価委員会に通知があり、今回の評価委員会において意見聴取を行う。

評価委員会は、第三者機関として客観的及び専門的見地から、役員の報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかを精査し、設立団体の長に対し意見を申し出ることができる。

### 2 変更の概要について

※詳細は別紙のとおり

#### (1) 平成27年給与改定

熊本県、国の改定に準じ、以下の改定を行った。

給与	民間給与との較差(0.34%)解消のため、給料表の水準を引き上げ
期末手当	民間給与との均衡を図るため、年間3.10月分→3.15月分として期末手当に配分
施行日	平成27年4月1日

#### (2) 給与制度の総合的見直し

国においては、官民における地域間較差、世代間較差の是正のために平成27年4月から給料表の見直しを実施。熊本県においては、同様の見直しを平成28年4月1日から実施したため、熊本県の改定に準じ、以下の改定を行った。

給与	国の俸給表等に準じた給料表に切替。(平均▲2.0%) ただし、2年間の現給保障を実施。
施行日	平成28年4月1日 現給保障期間 H28.4.1~H30.3.31

#### (3) 基準の名称 「公立大学法人熊本県立大学役員の給与に関する規則」

役員報酬等の基準変更の内容について

(1)平成27年給与改定

熊本県、国の改定に準じ、以下のとおり改定。  
 給与 民間給与との較差解消のため、給料表の水準を引き上げ(較差0.34%)  
 期末手当 民間給与との均衡を図るため、年間3.10月分→3.15月分として期末手当に配分。  
 施行日 平成27年4月1日

【基本給月額】

号給	基本給月額
1	720,000円
2	776,000円
3	834,000円
4	912,000円
5	984,000円



号給	基本給月額
1	721,000円
2	777,000円
3	835,000円
4	913,000円
5	985,000円

【期末手当】

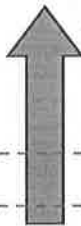
支給月	支給月数
6月	1.475月分
12月	1.625月分
合計	3.10月分



支給月	支給月数
6月	1.5月分
12月	1.65月分
合計	3.15月分

(2)給与制度の総合的見直し

熊本県、国の改定に準じ、以下のとおり改定。  
 給与 国の俸給表等に準じた給料表に切替。(平均▲2.0%)  
 施行日 平成28年4月1日  
 (現給保障期間 H28.4.1~H30.3.31)



号給	基本給月額
1	706,000円
2	761,000円
3	818,000円
4	895,000円
5	965,000円